

2019年2月定例会・一般質問と市長答弁（一問一答）

1. DVが背景にある児童虐待の対応について
2. 海岸保安林の整備について
3. ひまわりクラブにおけるおやつについて

1. DVが背景にある児童虐待の対応について

昨年3月に目黒区の5歳の船戸ゆあさんが、そして今年1月に野田市の10歳の栗原みあさんが親に殺されました。ふたりとも、児童相談所の一時保護を経て帰宅後の死亡でした。自らも助けを求め、周りの住民は虐待に気づき、救う機会があったはずですが。

政府は現在、児童虐待緊急総合対策に取り組んでいます。体罰禁止を法律に盛り込むことも議論されています。今までの代表質問や一般質問から、本市の虐待対応の強化が明らかになっています。

この事件で忘れてはならないことは、死亡した2人の子どもは、DV家庭の犠牲者であったということです。DVは大変危険です。警察庁の2017年の調査では、年間87人の女性が配偶者によって殺されています。2482件の傷害事件、3858件の暴行事件の被害者が妻です。シェルター入所中の被害母子への調査(2006)では、子どものDV目撃率は100%で、67%の子どもが、DV加害者から「殴られたり蹴られた」「服を脱がされ、長時間外に放置された」などの直接的な暴力を受けています。DV家庭で育つ子どもは深く傷つき、脳が変形することも分かっています。

全国シェルターネットは「千葉県野田市DV・虐待事件についての声明文」を出していますが、その中で「関係機関はDV被害に気が付いていたにもかかわらず、それぞれの立場からばらばらに対応をしたことによって、母親と子ども双方の支援を実現することができなかった。連携の欠如が子どもの命を奪った」と言及し、親族からの訴えがあった糸満市が「DV被害者としての母親に対して、迅速に支援を開始し、子どもの安全を確保すべきだった」としています。

本市でこのような事件を起こさないため、DV・虐待の視点から質問を行います。中原市長は、虐待死亡事件にDVが見落とされているという認識はお持ちと思いますが、改めて野田市虐待死亡事件を受けて市長のDV・虐待対応等についてその決意を伺います。

（1）野田市虐待死亡事件を受け、市長のDV・虐待対応について決意を問う

■市長

石附幸子議員のご質問にお答えします。

1月に発生した千葉県野田市の事件をはじめ、昨年の東京都目黒区など度重なる児童虐待事案については、尊い子どもの安全確保を最優先した的確な対応が必要であると認識しています。児童虐待のある家庭に様々なDVが潜んでいることも多く、養育環境の改善には、夫婦関係の改善など、その解決には家庭内でのリスクの把握と、関係機関の連携した支援が必要です。本市では、各区の要保護児童対策地域協議会において、児童相談所、区役所、学校、警察など子どもに係る様々な関係機関が連携しながら、定期的な会合をもつなど、児童虐待の早期発見や迅速で的確な対応に努めています。国では現在、児童虐待に対し児童福祉法改正など、様々な強化策を打ち出しており、その内容も踏まえ、一層連携した取り組みを進めていきます。

中原市長の答弁にあるよう、私たち議員もしっかりと取り組みたいと思います。今回の事件の特徴は背景にDVがあったことです。母親が虐待を制止せず黙認したことが共謀にあたるとして母親も逮捕され、子どもを守り切れなかったと非難も起きています。

しかし、父親の恫喝により教育委員会も恐怖心から情報開示をしてしまいました。家庭という密室で恫喝や暴力を受け続けるということは大変な恐怖です。加害者による全人格的な支配のもとで服従するしかなかった被害者が一方的に非難されることがあってはならないと思います。

まず、配偶者暴力相談支援センターについてお聞きします。本市におけるDV相談の現状と支援、特に今回の事件のように、子どもを抱えた女性のDV相談の現状をお聞きします。

(2) 配偶者暴力相談支援センターについて

ア 本市におけるDV相談の現状と支援について

子どものために我慢するというDV被害者の苦悩はわかりますが、そのこと自体が子どもへの虐待であることを、その方が知り、耐える力を、子どものためにも自立する力に変えていく支援が必要と考えます。その支援にあたる、

イ 配偶者暴力相談支援センターと女性相談員の役割分担、および民間団体との連携について お聞きします。

■市民生活部長

配偶者暴力支援センターで受けた相談件数は2017年度は延べ870件でした。今年度は1月末現在で、延べ1,203件、このうち本人からのDV相談数は約9割です。一般的にDV被害者は、常に加害者の顔色を伺っているため、被害を受けてい

ると認識することが困難な状況にありますが、特に子どもを持つ被害者が家を出ると決断することは、周囲が考えているほど容易ではありません。これまで気づきあげてきた生活環境を手放すことへのためらいや養育に対する不安、ひとり親家庭の子どもにしてしまうことへの心苦しきから「自分さえ我慢すれば収まる」と被害に耐える場合もあります。相談員は、被害者が勇気をもって相談に一歩足を踏み出したことに敬意を持ち「パートナーの暴力はあなたのせいではない」ことをしっかり伝え、保護命令の制度や自立支援のために必要な情報を提供しながら、一緒に安全計画を立て、支援を進めています。

ウ 子どもへの対応について

相談者に子どもがいた場合、その同伴児童にどのような対応をされているのか

■市民生活部長

DVの環境下に子どもを置くことは、心理的虐待にあたり、子どもに深刻な影響を与えるため、児童相談所など、専門機関によるサポートの必要性をDV被害者に伝え、相互に連携しながら支援を進めています。また、DV被害者親子を対象とする親子心理的支援事業を実施し、子どもの自己肯定感を育むとともに、母親には子どもへの関わり方や女性個人が持つ権利を伝えています。

(3) 児童相談所について

ア DV が被害者に及ぼす影響と DV 家庭で育つ子どもへの影響と危険性について

野田市のみあさんは心的外傷後ストレス障害（PTSD）と診断されていました。DV家庭で育つ子どもの心理を踏まえたカウンセリング等の支援が必要となります。児童相談所について質問します。

■こども未来部長

DVが被害者に及ぼす影響に関し、国はケガなどの影響だけではなく、PTSD（心的外傷後ストレス障害）などの、精神的な影響も指摘しています。また、子どもへの影響については、DV被害者の影響を受けた親が、安定しない精神状態で養育することが虐待リスクを高め、子ども自身も要求や問題を、暴力で解決する誤った認識を持つこともあります。さらに、DVを目撃した子どもは、脳が委縮し、発達に悪影響を及ぼすとされ、また、さらに暴言を受けた子どもは、記憶や感情をつかさどる脳の部位の機能障がいにより重症であると言われています。

今の答弁にあるように、DV という暴力支配のある家庭では、直接・間接を問わず、家族すべてが暴力支配を受けるわけですから、DV と虐待をひとつつながりで支援する

必要があります。

イ 弁護士の役割とその活用について

今回の事件で弁護士の存在の重要性が挙げられていました。本市児童相談所には弁護士が配置されています。その役割と活用についてお聞きします。

■こども未来部長

本市は、全国でも早い段階から、常勤弁護士を配置するとともに、今年度より3名の弁護士が交代で児童相談所に常駐しています。その役割は、DVが背景にある虐待対応に関しても、その調査、アセスメント、方針決定などの判断の際に、専門的な知見からの助言や法的対応、警察、司法機関などとの調整です。また、保護者や子ども本人に面談するなど、後の生活に向けた法的支援や、加害者対応のための方策についても助言しています。

4年前、福岡市の児童相談所を視察した際、常勤弁護士に会い、その先進的な取組を是非新潟にと要望してきましたので、嬉しいことです。さらなる充実を要望します

ウ DVチェックのルールはあるかについて

厚労省は目黒区の死亡事例の検証結果を出し、「DVが虐待のリスクの一因であることを踏まえ、家族関係全体のアセスメントを行う必要がある」としています。本市においてDVチェックのルールはあるのか、どのような行っているのかお聞きします。

■子ども未来部長

国から示された「子どもの虐待対応の手引き」においては、DVを含め、子どもが虐待的な環境に置かれている場合の、安全確認や情報把握の方法が記載されています。

児童相談所への虐待通告があった際は、常にDVを念頭に調査、アセスメントを実施しており、DVが認められた際には、被害を受けている方へ必要な関係機関を紹介するなど、様々な部門と連携しながら対応しています。

■再質問

DV・虐待は大変危険性が高いものです。アセスメントシート等にDVチェック欄(項目)があるのでしょうか？

■再質問

家庭関係では見落としがあったり、職員間で DV の共有が難しいと考える。再質問ですが、DV の項目が必要と考えるが、いかがでしょうか。

エ 虐待対応件数における DV 虐待の件数と通告経路について

新潟県警本部子共女性安全対策官のお話では、2018 年の県内の DV 認知件数は 1379 件あり、うち 428 件が面前 DV として児童相談所に通告されています。

■子ども未来部長

本市における、昨年度の虐待対応件数は 676 件で、その内訳は心理的虐待が一番多く 394 件となっており、全体の約 58 パーセントを占めるほか、身体的虐待が 163 件で約 24 パーセント、ネグレクトが 115 件で約 17 パーセントです。そのうち、心理的虐待の 7 割程度が DV を目撃した、いわゆる面前 DV であり、通告経路は警察が最も多く、その他に福祉事務所などがあります。

■再質問

確認ですが、児童相談所では件数が出ないということですが、DV の危険性を軽視しているということではないのですか。

次に DV がある場合のかかわりをお聞きします。

オ 虐待する父・DV 夫への支援について

■子ども未来部長

虐待をしてしまう人は、自身が適切な養育を受けられなかったり、虐待を受けて育った人も少なくありません。そのため、親となった際に子どもを養育する知識や技術が乏しいため、結果として虐待に至っています。また、そういった方々は子どもだけではなく、周囲の人とも上手く関係性を作ることが難しく、配偶者とも同様なため、DV となっているケースが多いのが現状です。虐待や DV をする人への支援は、精神的な課題を抱えている場合は医療機関へ、また、人間関係や社会との関係性を構築できない場合にはアルザにいがたなど、その後の生活の支援につながる機関を紹介しています。

カ 虐待を止められない母・DV 被害妻への支援と配暴センター等への引継ぎに

■子ども未来部長

子どもへの虐待を防げない保護者については、その果たすべき義務と責任を説明する中で、子どもを守ると同時に自分の身を守る必要性を伝え、子どもの安全確保を図りながら、置かれている環境への気づきと改善を働きかけています。DVの被害を受けている方が、その家庭から避難をする場合には、被害者を支援する相談機関や、必要に応じて弁護士や警察などと連携しながら、その後の安心安全な生活について支援しています。

野田市のケースでも明らかですが、子どもを守るキーパーソンは母親であり、DV被害者の母への支援が、最悪の結果を防ぐことができたはずですが。児童相談所だけでなく、他機関を有効に活用しての支援が重要と思います。幸い新潟市には配暴センター、各区女性相談員、民間団体等々、DV被害者支援を全国に先駆けて行っているわけですから、その有機的な連携をさらに進めることが重要と思います。

児童相談所は警察・新潟県女性福祉相談所・民間団体との有機的な連携をどのように取っているのかお聞かせください。

(4) 有機的な連携について

ア 警察・新潟県女性福祉相談所・民間団体との連携について

■こども未来部長

児童相談所での児童虐待相談対応件数が増加している要因のひとつとして、警察からの面前DV事案の通告が増えていることがあげられます。

警察とは、これまでも情報共有を含め連携してきましたが、この度、県及び警察と「児童虐待事案に係る情報共有に関する取り決め」を書面で交わし、さらなる連携の強化を図っています。また、新潟県女性福祉相談所とは、子どもを伴った女性を保護するにあたって、母子分離が適当な場合は、児童相談所が連携しながら対応するとともに、地域での生活に戻る際は、各区の健康福祉課に配置されている女性相談員が丁寧な支援をしています。民間団体とは、日々の対応の中で連携を図っています。

イ 要保護児童対策地域協議会と配暴センター・各区女性相談員の関わりについて

より具体的な連携の形を聞きます。本市では要対協（要保護児童対策地域協議会）が設置されています。私は虐待対応の要は要対協にあると思っています。要対協は被虐待児など要保護児童に関連する各関係機関等が守秘義務のもと情報を共有し、迅速に支援を行う最前線です。先ほども触れましたが、虐待が発見されても、DVの視点がなければDVは見えてきません。その視点を持った配暴センター職員又は各区の女性相談員が要対協に関わっていくことが重要と考えますが、現在はどのよう

な状況でしょうか。

■こども未来部長

各区に設置している要保護児童対策地域協議会では、児童虐待を受けている子どもを始めとする支援対象児童などについて、様々な関係機関が連携しながら、児童虐待の早期発見や迅速で的確な対応に努めています。

各区の女性相談員も構成員となっており、特に児童虐待の背景にDVがある場合には、専門的な視点から、DV被害者の意識や児童虐待のリスクなどについて、他の構成員に理解を深めてもらう役割も担っています。さらに、必要に応じて、女性相談員と配偶者の暴力相談支援センターが連携しながら、被害者の保護を含めた適切な支援を行っています。

■再質問

配暴センターでの毎月1回、区女性相談員と連絡会議、ケース検討会議が開かれています。児童相談所も必要に応じて参加することはDV・虐待支援の面から大切と考えますがいかがでしょうか。

ウ 庁内横断的なDV理解の向上について

女性や子どもに係る部署だけでなく庁内横断的なDV理解の向上が必要と考えます。庁内横断的なDV理解の向上についてお聞きします。

■こども未来部長

DV被害者から直接相談を受ける機会のある職員を対象に、DVに関する知識を深め、庁内の連携を図ることを目的として、「DV相談窓口調整会議」を設けています。定例会議のほか、研修会を年2回実施し、警察の担当部署、民間団体からも加わっていただき、顔の見える関係をつくり、同じ認識のもとに役割分担しながら相談支援できるよう、庁内外の連携体制の強化を努めています。

中原市長にお願いですが、職員一人ひとりがDVや虐待の視点をもって市民サービスができるよう、この取り組みを継続・拡充してください。その推進が市民の安心・安全に大きく寄与すると確信します。

最後に予防・啓発についてお聞きします。

2つの事件の女性たちは20歳前後で出産し、早い段階でDV関係であったことが推測されます。学校での予防・啓発は大変重要となります。

エ 学校・民間との連携強化とデートDV防止セミナーによる予防・啓発について

■教育長

デートDVは、現代における社会的問題であり、その啓発と予防が大切であると認識しています。デートDV防止セミナーは、市民生活部男女共同参画課と連携し、専門的な知識を有する民間団体とともに、市立高等学校、中等教育学校で実施してきました。今年度から中学校に実施を拡大し、1校で実施しました。新年度もすでに複数の中学校から開催の希望がきています。

■再質問

今年初めて市内の中学校で実施できたということでしたが、子どもたち及び参加した先生たちへの効果と共に、今後の普及についてお聞かせください。

■教育長

中学生のアンケートでは約80%が役に立った内容だった、また93%がどんな場合でも暴力は絶対に許されないという回答でした。また、参加した教師からはデートDVの多さに驚いた、このようなセミナーは必要だという回答でした。このことからデートDV防止セミナーは中学生にも教師にも効果があると考えています。今後も市民生活部と連携し、中学校長会を通して、各校にデートDV防止セミナーを実施を働きかけるとともに、セミナーを開催する際は近隣の学校の教職員が参加できるように周知していきます。教職員が参加することでデートDV防止セミナー開催による予防と啓発の必要性が伝わり、実施校が広がることを期待しています。また実施に当たっては引き続き専門知識を有する民間団体との連携を図っていきます。

いじめ防止教育や人権教育としても可能と思います。

男女とも若い時からDVの知識を持ち、男女が平等で対等な関係を作ることが、このような事件を未然に防ぐこととなります。さらに進めてほしいと思います。

2. 海岸保安林の整備について

私は北区に生まれ、30年前に、西区の海の見える高台に引越してきました。当時は風の強い日は家の中が砂が入り込み、塩害で、壁や車の痛みがひどく苦労しました。以前から住んでいる方々は、海岸近くでは家に砂が入るだけでなく、砂で埋まってしまうこともあり、いつも砂に悩まされていたが、今は海岸保安林が整備され安心して生活できるようになったと話しています。

本市は60キロにわたる海岸線を有し、日本海側特有の厳しい気象条件において海岸保安林の恩恵は計り知れないと感じています。

(1) 本市における海岸保安林の意義と役割について

■農林水産部長

本市の保安林の面積は 1,088 ヘクタールあり、そのほとんどが北区から西蒲区に連なっている海岸保安林です。この海岸保安林は本市の場合、森林法で定められている目的の中では、飛砂防備保安林として、新潟県から指定されています。飛砂防備保安林の機能が低下すると、飛砂が住宅地の直接入り込み、生活や企業活動などの環境が悪化することから、飛砂防備保安林が有する機能は代えがたいものとして認識しており、本市としては海岸保安林の機能の発揮と維持に取り組んでいます。

(2) 保安林機能の低下と保全活動について

ア 松くい虫被害と駆除について

松くい虫被害とその対策についてですが、西蒲区の越前浜北部から西区四ツ興野付近一帯の海岸保安林は2011年度から2014年度にかけての松くい虫被害の激増で丸坊主になってしまいました。最近、黒松が植林されましたが、元の林に戻るには何十年もかかることでしょうか、現在も全域で松くい虫被害が出ています。松くい虫被害と駆除についてお聞きします。

■農林水産部長

2011年度から2014年度にかけて、北区・西区・西蒲区の海岸保安林を中心に毎年約2万本の松くい虫被害が広がっていたことから、2015年度から国や県の補助事業を積極的に活用することとし、被害を予防する薬剤散布と、被害拡大を抑える被害木の伐倒駆除に努めてきました。その結果、全市域の被害木の本数は減少傾向にあり、2016年度で約4,200本、2017年度では約1,700本まで減少してきています。一方で、毎年の気候の状況や地区によって被害の状況は異なり、最近では中央区の松くい虫被害が目立つことから、新潟県の補助事業を活用しながら、被害の抑制について取り組んでいきます。

イ ニセアカシア等の密生繁茂と松枯れの整備について

手入れされていない保安林はニセアカシアが生い茂り、松枯れも目立ちます。ニセアカシアは初夏には花をつけ涼やではありますが、秋から冬にかけて葉を落とし保安林としての機能を低下させています。

■農林水産部長

海岸保安林が枯れる要因は松くい虫被害だけでなく、その年の気候により自然に立ち枯れを起こすこともあります。本市の海岸保安林の一部では、松くい虫被害や立ち枯れの傾向が進み、議員ご指摘のとおり、松が植わっている場所に、ニセアカシアなどが繁茂している地区があります。ニセアカシアは、夏は松以上に繁茂しますが、松より寿命は短く、倒木リスクは松より高いと言えます。また、季節風により多くの飛砂が発生する冬期は、落葉し、その機能は低下するため、通年で機能を発揮できる飛砂防備林の樹種としては、松の方が適しています。海岸保安林の植栽から間伐などの保育管理は、土地所有者に代わって新潟県が実施することが多く、特に植栽については、県と市と土地所有者を含む地元の関係者で、松の植栽に加えて、地域の実情に合わせて、ニセアカシアから常緑樹であるシロダモやタブの木への樹種転換を検討できる体制を取っています。

(3) 各区の海岸保安林の特徴と本市の関わりについて

各区の海岸保安林の特徴と本市の関わりをお聞きします。北区の「海辺の森」ではキャンプを楽しむこともでき、西海岸公園近くの松林で高校生が部活の練習をしたり、散歩の途中で高齢の方がベンチに座ってくつろぐ姿を目にします。西区、西蒲区とそれぞれ特徴があるかと思いますが、各区の海岸保安林の特徴と本市の関わりについてお聞かせください。

■農林水産部長

本市と海岸保安林の関わり方は、土地所有者によって異なります。

まず、北区の海岸保安林は海辺の森が主に占めています。海辺の森は本市が所有者であり、併設するキャンプ場は北区が指定管理者制度を導入して運営委託するほかに、区づくり事業として、海辺の森林一帯を活動の場として、地域と協働した森林保全の取組みを展開しています。次に中央区の場合は、主に西海岸公園を含む周辺が占めています。西海岸公園は本市が管理する都市公園であり、遊歩道が整備されていることから多く市民の憩いの場であるとともに、水族館やスポーツ施設などの周辺施設と一体となった景観は本市を代表する景観の一つと言えるかと思います。また、区づくり事業として地域コミュニティ協議会、学校、NPO団体と協働した森林保全活動を行っています。次に、西区と西蒲区は個人や共有で土地を所有されており、生活や農業生産の場が海岸保安林を活動の場とした地域活動団体が多いのが特徴と言えます。本市のかかわり方として、所有形態が個人や共有や市などの場合でも、海岸保安林は公益的な機能を維持していく必要があることから、松くい虫対策に関する予防としての薬剤散布や、被害拡大の抑制として伐倒駆除を支援措置しています。

(4) 西区海岸保安林整備の状況と課題について

西区の海岸保安林についてお聞きします。海に面して16キロにわたる保安林を有し、北区や中央区との大きな違いは、私有地に保安林指定がされたものであるということ、かつ保安林の整備は地域活動団体が主体的に行っていることです。西区海岸保安林整備の状況と課題についてお聞きします。

■農林水産部長

西区は保安林303ヘクタールを有し、そのほとんどは海岸保安林です。先ほどお答えしたとおり、季節風で運ばれる砂から、内陸側にある住宅地や田畑を守る飛砂防備の機能を有しています。海岸保安林の松くい虫の被害対策として、毎年5月下旬に無人ヘリコプターを活用した薬剤散布を86.4ヘクタール実施するとともに、被害木が発生した場合は、必要な伐倒駆除を実施しています。また、西区では13の地域活動団体が保安林を活動の場として、日々森林保全活動に取り組まれており、健全な保安林維持に多大に貢献されています。一方、課題としては、活動メンバーの高齢化や減少及び保安林内や周辺への不法投棄などが挙げられます。

地域活動団体の方のお話では、10数年前は下草や雑木が繁茂し、人が入ることが難しく、不法投棄や、防犯上危険な箇所がいくつも存在し、自殺の名所と噂されることもありました。それが現在ではきれいに整備され、飛砂防備の保安林としての機能は向上し、清々しい里山になっていることに感動します。地域の皆さんの憩いの散歩コースになっています。ぜひ中原市長も訪ねて見てください。長年保安林の整備をしている方が「保安林はあって当たり前ではない、憲法9条と同じく森を守り続けていく不断の努力が必要なのだ」と話されていましたが、保安林を守り続ける地域活動団体の方々のご尽力を改めて思いました。

(5) 地域活動団体と市の協働の形について

ア 地域活動団体からのニーズの聞き取りと必要な支援について

地域活動団体の方々とは交流し、私が強く感じることは、「この大事な保安林整備を市民任せでいいのか」という思いです。この方々にとって本当に必要な支援は何か、本市はそれに対してどのように取り組もうとしているかお聞きします。

■農林水産部長

海岸保安林を活動の場としている地域活動団体について、本市で確認している団体数は全市で17団体あります。各区によってニーズの聞き取り方法は異なりますが、定例的に地域団体活動と区で参集するなど意見交換する中で、団体からはメンバー高齢化に伴う人材不足や安定的な財政支援のニーズが多いと認識しています。

区によって異なりますが、地域活動団体に区が参画して保安林整備のイベントを開催することや、市民との協議による市民ボランティアの「守り人」を募集して人材育成を図ること、必要な資材の提供や貸し出しを行うなど、個々の地域活動団体ができるだけ活動しやすくなるような支援体制の構築に引き続き努めていきます。

イ 地域活動団体、市、県、土地所有者、地域コミュニティ協議会等との連携

地域活動団体ができることには限界があります。活動会員の減少と高齢化、活動資金の不足、また西区の保安林は保安林指定されたほとんどの土地は私有地であり、勝手に整備できない点も挙げられます。西区青山地内の海岸保安林は 2014 年に、市の協力により土地所有者と地域活動団体と県の 3 者でアシスト協定が結ばれて整備活動がスタートしています。土地所有者との話し合いの仲立ちは重要ですから、市には積極的にその役割を果たしていただきたいと思います。また今後はコミュニティ協議会との連携も必要と考えます。例えば、地域活動補助金が打ち切られる時に、コミ協と話し合いを持ちコミ協の環境整備部門の一つとして位置づけ活動を継続している団体もあります。

■農林水産部長

海岸保安林の整備は、多くの関係者の連携があって、飛砂防備の機能の効果が最大限発揮できるものと認識しております。新潟県は植栽や保育管理を担当し、市は土地所有者との相談や、松くい虫対策を地域と協力を得ながら、毎年事業に取り組んでいます。

一方で、地域活動団体や地域の皆様の熱心な活動によって、海岸保安林はその飛砂防備の機能を維持できています。地域活動団体とは、市と協働で海岸保安林を地域の大切な財産として、次世代につなげていえるよう、引き続き、地域活動団体などのニーズが把握できる連携体制を構築していきます。

ウ 「森林環境譲与税活用基金」の活用について

先ほど来、活動資金不足が課題としてあがっています。多くの団体は「新潟市地域活動補助金」を使っていましたが、2011 年より同じ事業については 3 年間で補助を終了することになり、2014 年度からは、今まで使っていた団体は対象外となりました。地域活動団体の皆さんはほとんどがボランティアであり、資機材の整備や修理、電動草刈り機の燃料などにも経費がかかり、市の補助金が打ち切られたことでいっそうの資金不足に陥っています。

本庁農林水産部の予算には保安林整備活動への予算はたった 20 万円しか計上されておらず、西区の予算も全体で 50 万円です。予算はビジョンの具体化の物差しにな

ります。より積極的な支援と本気度が必要と考えます。そこで来年度創設されます「森林環境譲与税活用基金」3700万円の活用についてお聞きします。

■農林水産部長

森林環境譲与税とは、市長村が、間伐人材育成、木材利用の促進事業などの費用に充てることのできる譲与税で、来月から全国の都道府県と市長村で活用されます。また、森林環境譲与税の使途として、適当ではない事例は国から挙げられておりますが、各市町村で森林・林業の状況が異なることから、基本的には各市町村の森林・林業の施策の中で森林環境譲与税を活用していくことになります。本市においては、新年度予算で森林環境譲与税を歳入計上し、一部を林地台帳制度の運用に財源を充てる予定ですが、単年度で森林環境譲与税の歳入分を全額執行できる歳出の規模ではないことから、本議会にて森林環境譲与税活用基金に関する条例制定を上程しています。今後は基金の有効的な活用を地域活動団体のニーズを通じて検討していく中で、地域活動団体が活動しやすい制度を設計できるよう考えていきます。

■再質問

この譲与税は地球温暖化のために森林整備や保全を行うものと理解しますが、確認ですが、海岸保安林はこの基金に該当する森林ととらえることができるのですか。

■再質問

税の使途には①間伐や路網といった森林整備に加え、森林整備を促進するための、②人材育成・担い手の確保③木材利用の促進や普及啓発に充てなければならないこととされています。本市の抱える保安林整備の課題と対策に合致するものであると考えます。基金からこの事業へ充当することが妥当と考えますが、いかがでしょうか。

■再質問

：私は保安林整備を市や県が全面的にやるべきだとは考えていません。森や保安林に関心のある市民が地域のために貢献し、市との協働の形をとっていくことが地域社会を活性化させると考えています。

しかしながら、今地域活動団体が整備している個所を専門業者に頼めばかなりの額（施工面積や委託内容により額が大きく変動するため試算不可能）になるわけであり、「応分な事業費補助があるべきと考えますがいかがでしょうか。

市がもっと責任をもって関わり、地域活動団体のニーズを聞き取り、できる事から

始めることが必要だと思えます。そのためにも「森林環境譲与税活用基金」の積極的運用を含め、海岸保安林を守り続けている地域活動団体の人たちに敬意を払った実効性ある支援を求めます。

3. ひまわりクラブにおけるおやつについて

ひまわりクラブの施設整備が進んでいることを大変うれしく思っています。狭隘化で子どもも支援員も苦勞していたクラブが 2 施設に整備されたところを何度か訪問することがありました。支援員の皆さんから、子どもたちが落ち着いた、子ども同士のトラブルがなくなったと嬉しいお話をお聞きし、子どもたちがゆったりと過ごす姿に安堵しました。本題ですが、新潟市から別な市に引っ越した若いお母さんからこんな相談を受けました。新潟市のひまわりクラブではおやつがあり子どもの楽しみにも活力にもなっていたが、そこでは今年度からおやつを廃止するという方針が唐突に出されたそうです。保護者の反対は大きかったものの、アレルギー対策、支援員の負担軽減ということで打ち切られてしまいました。県内の市町村の状況を調べたところ、おやつの無い学童クラブは思ったより多く、驚きました。これは放課後の子どもたちの健全育成の目的から外れるものと考えます。本市において、ひまわりクラブにおけるおやつの必要性についてどのように考えているのかお聞かせください。

(1) ひまわりクラブにおけるおやつの必要性について

■こども未来部長

ひまわりクラブでは、放課後、帰宅するまで長時間にわたりクラブで過ごす児童もいることから、国は「放課後児童クラブ運営指針」の中で、おやつの提供について規定しており、本市でも、各指定管理者に対して、業務仕様書の中で適切なおやつの提供を求めています。各クラブにおいても、栄養面や適正な量など考慮しながら、おやつを提供していますが、一方で、近年、食物アレルギーの児童が増加傾向にあり、現場での対応にあたって支援員の負担が大きくなっています。

今の答弁を聞き安心しました。おとなでさえ、午後の 3 時頃にはおやつをつまみ、ほっと一息入れてまた仕事に励むわけですから、成長期の学童の子どもにおやつ無しで過ごさせることは、栄養面からも活力の面からも、そして気持ちの安定という側面からも問題があると考えます。

(2) クラブ活動費（おやつ代等）の徴収の現状と課題について

さて、ひまわりクラブを時々訪問する機会がありますが、そこで目にする光景の1つが、子どもたちがおやつ費を持ってきて支援員に渡すものです。ひまわりクラブは、放課後、学校からそのまま行く施設ですので、日中学校にお金を持ってきているということです。出し忘れて何日もランドセルに入っていたり、なくしたり等トラブルが起こることが推測されます。また支援員からも、現金をクラブ内で取り扱うことの不安と負担をお聴きすることもありました。そこで市としてはどのようにこの現状を捉えているのかお聞きします。

■こども未来部長

児童がクラブ活動費を学校に持参し、放課後までの長時間、保管することは、紛失などのトラブルにつながる恐れもあることから、口座振替や保護者から直接お預かりするなど、児童が現金を持ち歩かないようにすることは必要と考えています。また、クラブ側も、受領時の確認作業やお預かりした現金の管理が、支援員の負担につながっていることから、各指定管理者に可能な限り口座振替にするなどの対応をお願いしています。

(3) クラブ活動費（おやつ代等）の徴収方法について

ア 口座振替をすることについて

こうした課題を解決するのは次の2点です。1つは現金をもっていかない、2つは支援員が扱わない。徴収方法を口座振替に切り替えることを提案しますが、いかがでしょうか。

■こども未来部長

今ほどお答えしたとおり、児童が現金を持ち歩くことは好ましくないと考えており、口座振替などの対応をお願いしていますが、収納管理や口座振替にかかる事務負担や手数料の問題など、課題が多く進んでいない状況です。

口座振替によって今までお話しした課題は大きく解決するものと思います。現金を持っていくことで、学校内で、お金を取った、取られたということが起きる可能性もあるので、子どもたちを不要なラブルから守ることができます。

イ 本市が利用料と共に一括徴収することについて

さて、次の問題として口座振替をどこが行うかです。本市がひまわりクラブの利用料と共に徴収するのか、または、それぞれの事業所で徴収するのか。

私は本市が利用料として一括徴収することがベストでないかと考えます。現在ひまわりクラブ利用料は最大8400円ですが、おやつ費の2000円がプラスされても手

数料はかかりません。しかし、事業者が行った場合は手数料が発生します。そこで一番多くひまわりクラブを指定管理している新潟市社会福祉協議会に聞いてみました。7000人近くの子どもの手数料を換算すると、1月80円が12カ月ですから、年間約670万円必要となります。その経費は市が新たに委託管理料に上乗せするわけではないので、当然、委託料から支出することになります。そうなれば子どもたちに影響が出ないように全体に節約をすることになるということですが、努力にも限度があり、徐々に子どもたちの過ごす環境が脅かされていくのではないかと心配します。本市が一括徴収することについてお聞きします。

■こども未来部長

おやつ代などクラブ活動費は、それぞれの児童が食べるおやつ代や教材、行事参加に伴う実費であることから、一律の金額ではなく、各指定管理者が必要な額を定め、利用者からいただいています。議員ご提案の利用料との一括徴収については、各クラブにおいて状況が異なることや、金額が一律でないこともあり、課題は多数ありますが、指定管理者とも意見交換しながら検討していきます。

■再質問

先ほどは社協の例を出しましたが、指定管理事業者は来年度から9事業者になります。口座振替を進めるとしたら同じように事業者に新たな負担を強いていくこととなります。条例は必要に応じて常に改正されているわけですから、妥当と考えるならばその制度設計を考え、条例改正の手続きを取ることだと思います。条例改正になじまない理由を、もう一度わかりやすくお聞かせください。

■再質問

名古屋市では利用料の中におやつ費を含めて一括徴収しています。本市保育園では給食費の中に副食費としておやつを入れ一括徴収しています。このように、やれないことはないのではないかと思いますがいかがでしょうか。

最初からそれは無理だと考えるのか、いや、まだ検討の余地があるのではないかと、ということでは全く違った、過程と結果になることでしょうか。来年度から口座振替を推奨するわけですから、指定管理者に負担を強いることがないよう、よく話し合いを持ちながら再度ご検討をお願いし、私の質問を終わります。